

【デジタル映像化処理加算】および【電子画像管理加算】の算定方法

1.

医見書のメインメニューより、[基礎データ登録]から[「保険者」登録/更新画面]を開きます。



2.

保険者詳細画面の[保険者情報2]タブにて、[フィルム(角)]の項目へ、点数の入力をおこないます。
【デジタル映像処理加算】を算定される場合には、「39」点、【電子画像管理加算】を算定される場合には、「60」点を入力し、[更新]をクリックしてください。

#

【デジタル映像処理加算】：画像記録用フィルム（大角）241円＋
デジタル映像化処理加算 15点

【電子画像管理加算】：電子画像管理加算 60点

※：【電子画像管理加算】を例に、操作説明を行っています



3.

主治医意見書の作成時、[特記事項・請求]タブにて、[診察・検査内容入力]をクリックします。

4.

左図のように、[診察・検査内容入力]画面が表示されます。

①にて、[胸部単純X線撮影]へチェックを入れると、保険者詳細画面にて設定した単位数が表示されます。

②にて、すでに入力されている[フィルム(大角)]を消し、加算の名称を入力してください。

①、②の作業が完了後、③にて[確定]をクリックし、意見書・請求書の出力(印刷)をおこなってください。

5.

請求書を印刷された際、入力した加算項目と点数が反映されているかどうかご確認ください。

(電子画像管理加算の算定例：単純撮影 65点 + 写真診断 85点 + 電子画像管理加算 60点 = 210点)

| | 内訳 | 点数 | 摘要 |
|---------|---------------|----------|------------------------|
| 診察・検査費用 | 初診 | 270 | |
| | 胸部単純X線撮影 | 210 | 単純撮影、写真診断(胸部)、電子画像管理加算 |
| | 血液一般検査 | | |
| | 血液化学検査 | | |
| | 尿中一般物質定性半定量検査 | | |
| 合計 | 480 | 点数合計×10円 | 4,800円 |

※
点数の設定を元に戻す場合は、保険者詳細画面にて設定をおこなってください。